利用上の注意事項

1 表章記号の規約

計数のない場合	_
統計項目のありえない場合	•
表章単位の2分の1未満の場合	0

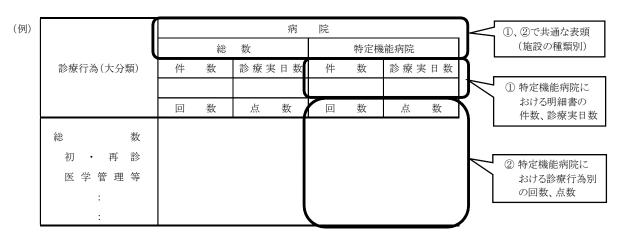
2 利用上の注意事項

【共通事項】

- (1) 掲載している計数は、医療保険制度に関する6月審査分の全国値であり、患者負担及び公費負担を含めたものである。
- (2) 集計は、一次審査分であり、再審査、返戻等は含まない。
- (3) 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の集計は、記録された内容に基づき集計した結果である。
- (4) 医療機関の情報は4月末日現在のため、診療報酬明細書に記載された診療行為が医療機関の情報と合わない場合もある。
- (5) 掲載している計数は、四捨五入のため内訳の合計が総数に合わない場合もある。

【 I 診療行為・調剤行為の状況】

- (1) 入院時食事療養等は、総数に含めず別掲扱いとしている。
- (2) 診療行為大分類別-総数には、「療養担当手当等」、「合算薬剤料」及び(診療行為大分類レベルの)「補正点数」を含むため、内訳の合計と「総数」は一致しない。
- (3) 集計に用いた診療行為及び調剤行為の項目は、原則として診療報酬点数表、調剤報酬点数表及び診断群分類点数表の区分にしたがっている。
- (4) 診療行為別における「入院料等」の点数は、「入院基本料」、「定数超過入院基本料」、「標欠入院基本料」、「特定入院料」、「短期滞在手術等基本料」、「入院基本料等加算」、「入院基本料等減算」の合計である。
- (5) 統計表の中の「*」は加算等の算定回数に付されており、その計数は再掲である。
- (6) 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書に記載されている点数が、診療報酬点数表、診断群分類点数表又 は調剤報酬点数表に定められている点数と一致しない場合は、各点数表に定められた点数とし、記載さ れている点数との差をそれぞれの項目の末尾の「補正点数」欄に±で掲載している。
- (7) 一部の統計表は、表頭を共通に用いて複数の統計表を複合的に作成しており、例示は以下のとおりである。



【Ⅱ 薬剤の使用状況】

薬剤料の比率の入院においては、「特定入院基本料(障害者施設等入院基本料)」「療養病棟入院基本料」「障害者施設等入院基本料(医療区分1又は2の患者)」「有床診療所療養病床入院基本料」「特殊疾患入院医療管理料」「回復期リハビリテーション病棟入院料」「地域包括ケア病棟入院料」「特殊疾患病棟入院料」「緩和ケア病棟入院料」「精神科救急入院料」「精神科急性期治療病棟入院料」「精神科救急・合併症入院料」「精神療養病棟入院料」「認知症治療病棟入院料」「特定一般病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理が行われた場合)」「地域移行機能強化病棟入院料」「短期滞在手術等基本料3」及び「診断群分類による包括評価等」、入院外においては、「小児科外来診療料」「小児かかりつけ診療料」「生活習慣病管理料」「在宅時医学総合管理料」「施設入居時等医学総合管理料」及び「在宅がん医療総合診療料」が出現する明細書は集計から除外している。

なお、薬剤料の比率においては、入院時食事療養等(単位:円)は点数換算(入院時食事療養等÷10) して総点数に含めている。